3　第百十一条の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワット以下の放送局のうち高速自動車国道（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第一号の高速自動車国道をいう。以下この項において同じ。）又は高速自動車国道のサービスエリア若しくはパーキングエリア（道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第七条第十三号又は高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第十一条第二号に規定する施設をいう。）に設置されるものへの送信に係る中継回線設備（人工衛星に設置されるものを除く。）及び当該放送局の送信設備について適用しない。

4　第百四条及び第百六条から第百十四条までの規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワット以下の放送局への送信に係る中継回線設備（人工衛星に設置されるものに限る。）について適用しない。

5　第百七条第三項及び第百十五条の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワットを超え五〇〇ワット以下の放送局への送信に係る中継回線設備（人工衛星に設置されるものを除く。）及び当該放送局の送信設備について適用しない。

6　第百六条、第百七条及び第百九条から第百十四条までの規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワットを超え五〇〇ワット以下の放送局への送信に係る中継回線設備（人工衛星に設置されるものに限る。）について適用しない。

7　第百五条第二項及び第百十五条の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力五〇〇ワットを超える放送局への送信に係る中継回線設備（人工衛星に設置されるものを除く。）及び当該放送局の送信設備について適用しない。

8　第百五条第二項、第百六条、第百七条及び第百九条から第百十四条までの規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力五〇〇ワットを超える放送局への送信に係る中継回線設備（人工衛星に設置されるものに限る。）について適用しない。

第百二十五条第三項中「無線設備にあつては、」の下に「デジタル放送の標準方式第四章第一節に定める放送を行うものであつて空中線電力五〇〇ワットを超えるもの並びに同章第二節及び第三節に定める放送を行うものであつて」を加え、「三ワットを超えるもの」を「三ワット」に、「五〇ワットを超えるもの」を「五〇ワット」に、「の中継局」を「の放送局」に、「五〇ワットを超えるもの」を「五〇ワット」を超えるもの」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第二十八号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第二十条第二項及び商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月十七日

法務大臣　谷垣　禎一

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令

第一条　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表盛岡地方法務局の部同地方法務局の款同地方法務局の項管轄区域欄中「八幡平市」を「八幡平市　滝沢市」に改める。

第二条　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を次のように改正する。

別表大津地方法務局の部同地方法務局の款同地方法務局の項管轄区域欄中「大津市」を「大津市　栗東市　草津市　東市」に改め、同款草津出張所の項を削る。

第三条　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「、草津出張所」を削る。

附　則

この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、平成二十六年一月二十日から施行する。

○厚生労働省令第百三十号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十六条第四項、第十八条第三項、第十九条第四項、第二十二条第二項及び第二十三条第二項並びに厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百五十三条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月十七日

厚生労働大臣　田村　憲久

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　造血幹細胞移植に関すること。

第七百七条第八十一号中「厚生年金基金及び」を削る。

第七百十七条第一号中「厚生年金基金及び」を削り、同条第三号を削る。

第七百十八条第四号中「厚生年金基金及び」を削り、同条第六号を削る。

附則第九項中「この項から第十項」を「この項及び第十一項から第十三項」に、「次項から第十項」を「第十一項から第十三項」に改める。

附則中第十四項を第十六項とし、第十三項を第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

15　地方厚生局年金指導課及び年金管理課並びに四国厚生支局年金管理課は、第七百十条の二の四各号に掲げる事務（年金指導課にあっては、第七百十条の二の二各号に掲げる事務）のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一　平成二十五年厚生年金等改正法の規定による徴収金及び加算金（次号において「平成二十五年厚生年金等改正法徴収金等」という。）の収納を行う職員の認可に関すること。

二　平成二十五年厚生年金等改正法徴収金等の納付の猶予等（国税徴収の例による徴収及び国税通則法第四十六条の規定の例による平成二十五年厚生年金等改正法徴収金等の納付の猶予及び同法第四十九条の規定の例による平成二十五年厚生年金等改正法徴収金等の納付の猶予の取消しをいう。）に関すること。

附則中第十二項を第十三項とし、第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、第九項の次に次の一項を加える。

10　地方厚生局健康福祉部年金課及び保険年金課並びに四国厚生支局保険年金課は、第七百十八条各号に掲げる事務（年金課にあっては第七百十七条各号に掲げる事務）のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。第十五項において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（次号において「存続厚生年金基金」という。）の監督に関すること。

二　地方厚生局の所掌事務に係る補助金等の交付に関すること（存続厚生年金基金に関するものに限る。）。

別表第二（二）中

「名古屋検疫所豊橋出張所	豊橋市神野ふ頭町
名古屋検疫所衣浦出張所	半田市十一号地
名古屋検疫所蒲郡・福江出張所	蒲郡市浜町」

を

「名古屋検疫所三河・	
名古屋検疫所衣浦出	
張所	豊橋市神野ふ頭町
半田市十一号地」	に、
「福岡検疫所三池出張所	
検疫所三池出張所	大牟田市新港町」

を

「福岡	
検疫所佐賀空港出張所	佐賀市川副町」

に改める。